

## 認可保育所、認定こども園の給食費の取扱いについて

教育・保育給付認定を受けて認可保育所、認定こども園を利用している3～5歳児の保護者の皆さまへ、幼児教育・保育の無償化開始に伴う給食費の取扱いについてお知らせします。

### 《お知らせ内容》

無償化に伴い、給食費の取扱いが以下のとおりとなります。

#### 【1号認定】

今までと同様に、主食費と副食費をお支払いいただきます。

#### 【2号認定（3歳児以上の子ども）】

今まで、保育料の一部として、保育料と一緒に支払っていただいていた副食費については、無償化制度開始後も、引き続きお支払いいただくこととなります。なお、主食費については、今までと変更はありません。

#### 【3号認定（3歳児未満の子ども）】

今までと同様に、保育料の一部としてお支払いいただきます。

※主食費と副食費の額は、施設により異なります。また、施設により持参の場合もあります。

### 《給食費の取扱いの変更点》

	幼稚園・認定こども園 1号認定 (3歳以上)	保育所・認定こども園等 2号認定 (3歳児以上)	3号認定 (3歳児未満)
<b>保育料無償化前</b> 主食費 (ご飯代) 副食費 (おかず代、おやつ代)	保育料とは 別途支払	保育料とは 別途支払  保育料に含む (別途支払しない)	保育料に含む (別途支払しない)
↓ 令和元年10月 ↓			
<b>保育料無償化後</b> 主食費 (ご飯代) 副食費 (おかず代、おやつ代)	これまでどおり 別途支払	これまでどおり 別途支払  新たに別途支払 (保育料の無償化後、 この費用のみ別途支払)	これまでどおり 別途支払しない

## 副食費の免除制度について

副食費については、幼児教育・保育の無償化にあたり保護者負担が増えないよう、以下のとおり免除制度が設けられます。

### ①対象者

【1号認定】同一世帯員の市民税所得割額の合計が77,101円未満

階層	区分	第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯	○	○	○
2	市町村民税非課税世帯等	○	○	○
3	市町村民税均等割課税世帯	○	○	○
4～5	所得割額77,101円未満	○	○	○
6～9	所得割額77,101円以上	×	×	○

【2号認定（3歳児以上の子ども）】同一世帯員の市民税所得割額の合計が57,700円未満

階層	区分	第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯	○	○	○
2	市町村民税非課税世帯	○	○	○
3	市町村民税均等割課税世帯	○	○	○
4～5	所得割額57,700円未満	○	○	○
5～13	所得割額57,700円以上	×	×	○

【2号認定（3歳児以上の子ども）】ひとり親家庭等世帯において77,101円未満

階層	区分	第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯	○	○	○
2	市町村民税非課税世帯	○	○	○
3	市町村民税均等割課税世帯	○	○	○
4～6	所得割額77,101円未満	○	○	○
6～13	所得割額77,101円以上	×	×	○

【第3子以降の子どもの算定基準】

	1号認定	2号認定の ひとり親家庭等世帯	2号認定 (3歳児以上の子ども)
所得割額 57,700円未満	①	①	①
所得割額 77,101円未満	①	①	③
所得割額 77,101円以上	②	③	③

- ①保護者と生計を一にする子どもについて、最年長の子どもから順に3人目の子ども
- ②小学校第3学年修了前の範囲で、最年長の子どもから順に3人目の子ども（同一世帯のみ）
- ③小学校就学前の範囲で、最年長の子どもから順に3人目の子ども（同一世帯のみ）※  
※小学校就学前児童は、幼稚園、保育所、認定こども園、企業主導型保育事業所等に入所している場合のみ多子軽減のカウントの対象となります。

### ②内容

給食費のうち、副食費の支払いが免除になります。

### ③手続き

申請は必要ありません。

なお、税額更正等により免除対象外となった場合は、取消に関する通知文が届きます。